

第3節 学校

本節は、公共施設であり多数の人の利用がある学校の基準について定めたものです。

(教室等の設置の禁止)

第20条 特別支援学校の用途に供する建築物(次項に規定する建築物を除く。)は、その4階以上の階に教室その他児童又は生徒が使用する居室(次項において「教室等」という。)を設けてはならない。

2 特別支援学校の用途に供する建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第19条に規定する認定特定建築物に該当するものに限る。)は、その6階以上の階に教室等を設けてはならない。

本条は、特別支援学校の教室等の階数制限について定めたものです。

特別支援学校とは、学校教育法第71条に規定する「視覚障害者、知覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする」施設をいいます。

第1項

特別支援学校の児童又は生徒が使用する教室等については、災害時の児童又は生徒の安全性を考慮して4階以上の階に設置することを禁止しています。すなわち、3階以下に設置しなければなりません。

第2項

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の認定特定建築物については、教室等を5階まで設置することができるという第1項の緩和規定です。

この場合、建築物全体が認定特定建築物である必要があり、部分認定の場合は緩和を受けることができません。

(教室等の出口)

第21条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)特別支援学校又は幼保連携型認定こども園の用途に供する建築物の教室その他児童、生徒又は幼児が使用する居室で、床面積が50平方メートルを超えるものは、廊下、広間の類又は屋外に直接通ずる出口を2以上設けなければ

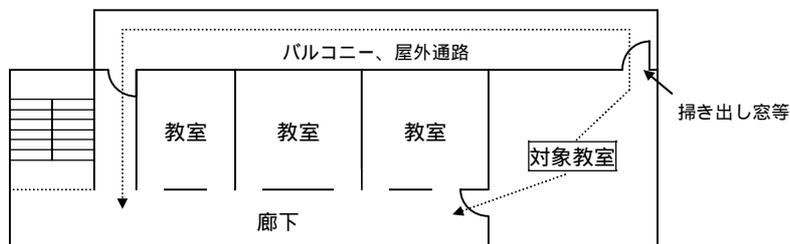
本条は、避難の安全を確保する観点から、教室等の出口について定めたものです。

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限ります。)、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園のうち、幼児、児童又は生徒が使用する教室等で、50平方メートルを超えるものについては、廊下等に面した2以上の出口が必要です。また、それらの出口は安全上、できるだけ離れた位置に設ける必要があります。

廊下の突き当り等にある教室については、以下のように取扱います。

<廊下・広間の類>

バルコニーや屋外通路を外壁面に連続して設けたもの（図1）



建築物の外壁面に連続したバルコニーを設けることにより、対象教室からバルコニーを経て廊下及び階段に通ずる2方向避難を確保します。なお、この場合、避難経路を示す誘導表示が必要です。

図 1

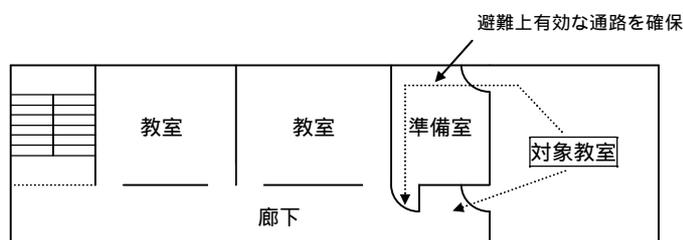
対象教室専用のバルコニーを設けたもの（図2）



対象教室専用の避難用バルコニー（避難階に通ずる避難施設を設けたものに限ります。）を各階に設け、2方向避難を確保します。なお、この場合、避難経路を示す誘導表示が必要です。

図 2

準備室を廊下・広間の類とみなすもの（図3）

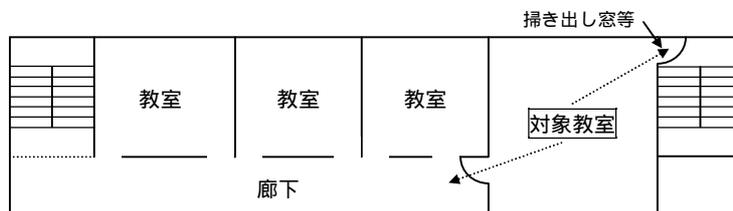


特に教室の改修等に対応するため、対象教室に隣接する準備室等に避難上有効な通路を確保し、準備室等を経て廊下及び階段に誘導します。なお、この場合、避難経路を示す誘導表示が必要です。

図 3

<屋外に直接通ずる出口>

対象教室専用のバルコニーを設けたもの(図4)



対象教室専用の階段を、避難階まで直通することにより、2方向避難を確保します。なお、この場合、避難経路を示す誘導表示が必要です。

図 4

(木造等の校舎と隣地境界線との距離)

第22条 学校の用途に供する木造建築物等(耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(政令第110条第2号に掲げる基準に適合するものを除く。))を除く。以下同じ。)の主要な外壁と隣地境界線との距離は、3メートル以上としなければならない。ただし、市長がその規模、構造又は周囲の状況により避難上及び防火上支障がないと認めたものについては、この限りでない。

本条は、火災時における隣地へ(隣地から)の延焼の防止や円滑な避難及び防火を目的として離隔距離を定めたものです。

学校の用途に供する建築物のうち、耐火・準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する建築物以外の木造建築物等については、主要な外壁と隣地境界線との距離は、外壁の仕上面から3メートル以上離す必要があります。

ここでいう主要な外壁とは、連続した直線又は曲線の外壁を指し、出窓や局部的に突出した部分については、主要な外壁とはみなしません。

ただし書きでは、規模、構造又は周囲の状況により市長が認めた場合の適用除外の規定を設けています。